

石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第26号)

目 次

規 則			
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	1	○石川県文書管理規程の一部改正(同)	4
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則(行政経営課)	1	○石川県職員被服貸与規程の一部改正(人事課)	5
○石川県組織規則の一部を改正する規則(同)	3	○石川県処務規程の一部改正(行政経営課)	5
訓 令		○グループ制に関する運営規程の一部改正(同)	9
○石川県文書管理規程の一部改正(総務課)	4	告 示	
		○石川県財務規則の規定による麻の名称及び位置の一部改正(行政経営課)	9

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因となる事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生日が確定した日(以下「災害発生日」という。)における法定利率」に改める。

附則第七項、第十三項第二号及び第十四項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則の規定は、令和二年四月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十九号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十九号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第二十号6中「第五十二条第二項」を「第五十五条第一項」に改め、同号7中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号10中「第五十六条」を「第六十一条」に改め、同号中10を12とし、同号9中「第五十五条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同

号中9を10とし、同号8中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同号中8を10とし、7の次に次のように加える。

8 第五十七条第一項の規定による営業の届出の受理

9 第五十八条第一項の規定による回収の着手及び回収状況の届出の受理

別表第二保健所長の項第二十号の二を削り、同項第二十一号に次のように加える。

2 第七十一条の二の規定による廃業の届出の受理

別表第二保健所長の項第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、同項第二十二号中「法律第七十号」の下に「(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第七条第二項の規定により知事が行うこととされる場合に限る。)」を加え、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第十条の二第一項の規定による届出の受理(健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

別表第二保健所長の項第三十二号1中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同号2中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同号33及び34を削り、同号32中「第二十二條第二項(」を「第二十二條各項(これらの規定を)」に、「退院の措置」を「退院措置の決定、通知の受理、退院の求めの受理及び病原体を保有しているかどうかの確認」に改め、同号中32を34とし、17から31までを19から33までとし、同号16中「第十八条第四項」を「第十八条第三項及び第四項」に改め、「による」の下に「確認の求めの受理及び」を加え、同号中16を18とし、8から15までを10から17までとし、7を9とし、その前に次のように加える。

8 第十五条第八項、第十項及び第十一项の規定による質問又は調査に係る命令及び通知等

別表第二保健所長の項第三十二号中6を7とし、5を6とし、その前に次のように加える。

5 第十四条の二第二項の規定による検体等の提出の受理

別表第二保健所長の項第三十二号35を次のように改める。

35 第二十四条の二第一項及び第三項(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出の受理、苦情の処理及び苦情の処理の結果の通知

別表第二保健所長の項第三十二号中50を削り、51を50とし、52を51とし、53を52とし、同号54中「(結核患者に限る。)」を削り、同号中54を53とし、55から70までを54から69までとし、同号71中「第四十八条第一項」を「第四十八条各項」に、「退院の措置」を「退院措置の決定、意見申述の受理、退院の求めの受理及び新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認」に改め、同号中71を70とし、72を削り、73を71とし、74から76までを72から74までとし、同号に次のように加える。

75 第六十三条第四項において準用する同条第一項から第三項までの規定による費用の徴収

別表第二保健所長の項第三十三号1中「第二十条の三第三項」の下に「、第五項及び第六項」を、「交付」の下に「、病院又は診療所の変更の届出の受理及び返納に係る患者票の受理」を加え、同号中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同項第三十九号6中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同項第四十八号中16を17とし、10から15までを11から16までとし、同号9中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号中9を10とし、8の次に次のように加える。

9 第十一条の二の規定による浄化槽の使用の休止及び再開の届出の受理

別表第二保健所長の項第五十号19中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同号20中「第十八条の十五第二項」を「第十八条の十七第二項」に改め、同号21中「第十八条の十六」を「第十八条の十八」に改め、同号22中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号23中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号24中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号25中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を削り、第五十五号を第五十三号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十四号とし、第五十八号を第五十五号とし、第五十九号を第五十六号とし、同表家畜保健衛生所長の項第一号3及び4中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同号18中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(同表保健所長の項第二十号を改める部分、同項第二十号の二を削り、同項第二十一号を改める部分並びに同項第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、同項第二十二号を改める部分に限る。)は、同年六月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「行政経営課」の下に「デジタル推進課」を加え、同条第六項の表行政経営課の項を削り、同表に次のように加える。

公園緑地課	金沢城一の丸御殿復元整備推進室
-------	-----------------

第六条第一項の表行政経営課の項第九号及び第十号を削り、同項の次に次のように加える。

デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 デジタル化の総合的な企画及び調整に関する事。 2 行政のデジタル化の推進に関する事。 3 行政情報ネットワーク及びシステムの整備及び運用に関する事(他課の分掌事務を除く)。 4 地域情報通信基盤の整備に関する事。
---------	---

第六条第三項の表情報システム室の項を削る。

第六条の二第一項の表地域振興課の項第八号を削る。

第八条第一項の表産業政策課の項中第十四号を第十五号とし、第二号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 産業のデジタル化に向けた支援に関する事。

第十条第二項の表に次のように加える。

金沢城一の丸御殿復元整備推進室	第一項の表公園緑地課の項第一号及び第二号に掲げる事務のうち、金沢城一の丸御殿の復元整備に関する事。
-----------------	---

第十五条第五号の表中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十六条第八号の表中「石川県立高松病院」を「石川県立こころの病院」に

医事課	<table border="1"> <tr> <td>医事係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 医療相談に関する事。 5 その他医事に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>医療相談係</td> <td></td> </tr> </table>	医事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 医療相談に関する事。 5 その他医事に関する事。 	医療相談係		を
医事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 医療相談に関する事。 5 その他医事に関する事。 					
医療相談係						
地域医療連携室	診療機関及び保健・福祉機関との医療連携に関する事。					

医事課	<table border="1"> <tr> <td>医事係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 その他医事に関する事。 </td> </tr> </table>	医事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 その他医事に関する事。 	に
医事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口事務に関する事。 2 医事統計に関する事。 3 診療報酬の請求事務に関する事。 4 その他医事に関する事。 			

看護部	作業療法科	作業療法に関する事。	を
	薬剤科	調剤、製剤及び薬品の管理に関する事。	
	栄養科	栄養及び患者食に関する事。	
		看護業務に関する事。	

薬剤科	調剤、製剤及び薬品の管理に関すること。
栄養科	栄養及び患者食に関すること。
看護部	看護業務に関すること。
地域生活支援部	地域生活支援に関すること。
地域医療連携科	診療機関及び保健・福祉機関との医療連携に関すること。
作業療法科	作業療法に関すること。
医療相談科	医療相談に関すること。
教育研修部	研修に関すること。

に改

める。

第十九条第四項、第八項及び第十六項の表中「高松病院」を「このころの病院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条第八号の表（「石川県立高松病院」を「石川県立このころの病院」に改める部分に限る。）並びに第十九条第四項、第八項及び第十六項の表の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年石川県条例第八号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、石川県立高松病院に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を發せられない限り、施行日をもって石川県立このころの病院に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

(石川県財務規則の一部改正)

3 石川県財務規則（昭和三十八年石川県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「石川県立高松病院」を「石川県立このころの病院」に改める。

(石川県営病院の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

4 石川県営病院の財務に関する特例を定める規則（昭和三十九年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「石川県立高松病院長」を「石川県立このころの病院長」に改める。

第九条中「石川県立高松病院」を「石川県立このころの病院」に改める。

訓 令

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中 「行政経営課」を

「行政経営課
デジタル推進課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般

出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中「高松病院」を「高病」を「こころの病院」を「こ病」に改める。

附 則

この訓令は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年石川県条例第8号）の施行の日から施行する。

石川県訓令第5号

庁 中 一 般

出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1の11の項中「高松病院ダイケアセンター」を「こころの病院ダイケアセンター」に改め、

女子職員	事務服（夏・冬）	各1	3	高松病院に限る。
------	----------	----	---	----------

附 則

この訓令は、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年石川県条例第8号）の施行の日から施行する。

石川県訓令第6号

庁 中 一 般

出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第13号中「生活保護法」の下に「(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる場合を含む。)」を加え、同号4中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号中6を削り、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第五十二条第四項の規定による診療報酬支払事務の委託

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄第13号8中「第五十五条第二項」の下に「において読み替えて準用する第五十一条第二項」を加え、同号中8を11とし、7を10とし、その前に次のように加える。

7 第五十四条の二第五項及び第六項において読み替えて準用する第五十一条第二項の規定による指定介護機関の指定の取消し又はその指定の効力の停止

8 第五十四条の二第五項及び第六項において読み替えて準用する第五十二条第一項の規定による介護報酬の額の決定

9 第五十四条の二第五項及び第六項において読み替えて準用する第五十二条第四項の規定による介護報酬支払事務の委託

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄中第15号を削り、第16号を第15号とし、同表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第2号6中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十五項」に改め、同号7中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第1号1を次のように改める。

1 第十六条の二各項の規定による協力の要請、勧告及び公表

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第1号4中「第六項」の下に「第八項」を加え、「(結核指定医療機関を除く。)」を削り、「指導」の下に「指定を辞退する旨の届出の受理」を加え、同表健康推進課長専決事項の欄第1号1及び2中「都道府県知事」の下に「又は保健所設置市等の長」を加え、同号3中「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、「の指定」の下に「厚生労働大臣への報告」を加え、同号中21を25とし、20を24とし、19を削り、18を23とし、17を22とし、その前に次のように加える。

- 21 第四十四条の七第六項及び第八項の規定による厚生労働大臣への報告並びに他の都道府県知事及び厚生労働大臣への協力依頼

別表第1第2号の表健康推進課長専決事項の欄第1号中16を20とし、15を削り、14を19とし、13を18とし、12を17とし、その前に次のように加える。

- 16 第三十八条第八項の規定による結核指定医療機関からの指定を辞退する旨の届出の受理

別表第1第2号の表健康推進課長専決事項の欄第1号中11を15とし、10を14とし、その前に次のように加える。

- 11 第十六条の三第八項及び第十項の規定による厚生労働大臣への報告並びに他の都道府県知事及び厚生労働大臣への協力依頼
- 12 第二十六条の三第六項及び第八項の規定による厚生労働大臣への報告並びに他の都道府県知事及び厚生労働大臣への協力依頼
- 13 第二十六条の四第六項及び第八項の規定による厚生労働大臣への報告並びに他の都道府県知事及び厚生労働大臣への協力依頼

別表第1第2号の表健康推進課長専決事項の欄第1号9中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同号中9を10とし、5から8までを6から9までとし、同号4中「第十五条第五項及び第六項」を「第十五条第十三項、第十四項及び第十七項」に、「及び協力依頼」を「他の都道府県知事への通報並びに他の都道府県知事及び厚生労働大臣への協力依頼」に改め、同号中4を5とし、その前に次のように加える。

- 4 第十四条の二第一項、第四項及び第八項の規定による指定提出機関の指定、厚生労働大臣への報告及び指定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第1号中11を13とし、10の次に次のように加える。

- 11 第七十五条第四項の規定による地域連携薬局の認定の取消し
- 12 第七十五条第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第5号2中「命令」を「命令(一)」に改め、同欄第6号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同欄第20号4中「第五十五条第一項及び第五十六条」を「第六十条第一項及び第六十一条」に改め、同号5中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同表薬事衛生課長専決事項の欄第1号中29を31とし、18から28までを20から30までとし、同号17中「第二項」を「第三項」に改め、同号中17を19とし、10から16までを12から18までとし、同号9中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号中9を11とし、2から8までを4から10までとし、1を3とし、その前に次のように加える。

- 1 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定及びその更新
- 2 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及びその更新

別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄第2号1中「及び第二項」を削り、同号4中「第三項及び第六項」を「及び第八項並びに第十三条の二の二第一項」に改め、同号5中「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第七條第三項ただし書」を「第七條第四項ただし書」に改め、同号9中「第九項及び第十項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同号10中「第十四条第六項(同条第九項)」を「第十四条第七項(同条第十五項)」に改め、「及び」の下に「第九項、第十四条の二(第四項を除く。)、第十四条の七の二第三項並びに)」を置き、同号12中「及び第二項」を削り、同号16中「第三項及び第五項」を「及び第七項」に改め、同号17中「第二十三条の二の十四第六項」を「第二十三条の二の十四第十三項」に、「第七條第三項ただし書」を「第七條第四項ただし書」に改め、同号20中「及び第二項」を削り、同欄第6号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同欄第20号7中「第五十八条第三項」を「第六十三条第三項」に改め、同号中7を8とし、6の次に次のように加える。

- 7 第五十八条第三項の規定による回収の着手及び回収状況の報告

別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄中第30号を第31号とし、第22号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

二十二 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)

- 1 第七条第一項の規定により知事が行うこととされた食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第十条の二第

二項の規定による公表(健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

2 第七条第三項の規定による消費者庁長官への報告

別表第1第2号の表生活環境部専決事項の環境政策課の欄第2号8中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号9中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同号10中「第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十四第二項」に改め、同表環境政策課長専決事項の欄第10号2中「第十一条第一項」を「第十一条第三項」に改め、同表農林水産部専決事項の畜産振興・防疫対策課の欄中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、その前に次の1号を加える。

九 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)

1 第十二条の三の四の規定による計画の策定

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の畜産振興・防疫対策課の欄中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

一 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)

1 第三条の三の規定による家畜改良増殖計画の策定

2 第十九条第二項の規定による家畜人工授精師の免許の取消し又は業務の停止命令

3 第三十二条第三項の規定による地方種畜検査委員の任命

別表第1第2号の表畜産振興・防疫対策課長専決事項の欄中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第15号中「(昭和二十六年法律第百六十六号)」を削り、同号中13を16とし、その前に次のように加える。

15 第三十四条の二各項の規定による勧告、措置命令及び命令に従わなかつた旨の公表

別表第1第2号の表畜産振興・防疫対策課長専決事項の欄第15号中12を14とし、9から11までを11から13までとし、8を10とし、その前に次のように加える。

8 第十一条の五の規定による家畜の所有者に対する指導及び助言

9 第十二条の六各項の規定による勧告、措置命令及び命令に従わなかつた旨の公表

別表第1第2号の表畜産振興・防疫対策課長専決事項の欄中第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

二 家畜改良増殖法

1 第七条の規定による種畜証明書の効力の取消し、停止又は停止の解除

2 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の付与

3 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消し

4 第三十五条の規定による地方種畜検査委員の立入検査等の実施

5 第三十五条の四第二項の規定による家畜人工授精用精液又は家畜交精卵の回収等の命令

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の農業振興課の欄中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和二年法律第五十六号)

1 第四条第一項の規定による防災重点農業用ため池の指定

2 第五条第一項及び第四項の規定による防災工事等推進計画の策定及び農林水産大臣への提出

別表第1第2号の表農業基盤課長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

1 第四条第二項の規定による防災重点農業用ため池の指定に関する関係市町長の意見の聴取

2 第五条第三項の規定による防災工事等推進計画の策定に関する関係市町長との協議

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の森林管理課の欄第5号中9を削り、8を10とし、5から7までを7から9までとし、4の次に次のように加える。

5 第八十八条の三第二項の規定による森林組合の吸収分割の認可

6 第八十八条の十二第二項の規定による新設分割における出資森林組合の権利義務承継の認可

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の水産課の欄第1号1を次のように改める。

1 第二十九条第一項の規定による漁獲割当割合の削減の決定

別表第1第2号の表農林水産部専決事項の水産課の欄第1号5中「第百二十九条」を「第百七十条第一項」に改め、同号中5を8とし、同号4中「第百二十八条」を「第百六十九条」に改め、同号中4を7とし、その前に次のよ

うに加える。

6 第九十二条第一項の規定による漁業権の変更、取消し及び行使の停止

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の水産課の欄第1号3を削り、同号2中「第三十六条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同号中2を5とし、その前に次のように加える。

2 第六十二条第一項の規定による海区漁場計画の策定

3 第六十七条第一項の規定による内水面漁場計画の策定

4 第七十二条第一項の規定による漁業の免許

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の水産課の欄第2号中「石川県漁業調整規則」の下に「(令和二年石川県規則第四十二号)」を加え、同号1及び2を削り、同号3中「第三十一条」を「第二十三条」に、「又は操業停止等」を「及び効力の停止」に改め、同号中3を1とし、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表水産課長専決事項の欄第1号2を削り、同号1中「第五十条第一項」を「第一百十七条第一項」に改め、同号中1を12とし、その前に次のように加える。

1 第十四条第一項及び第九項の規定による都道府県資源管理方針の策定及び変更

2 第十七条第三項の規定による漁獲割当割合の設定

3 第十九条第一項の規定による年次漁獲割当量の設定

4 第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可

5 第二十二條第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可

6 第二十八条の規定による年次漁獲割当量の控除の決定

7 第五十七条第一項の規定による漁業の許可

8 第五十八条において準用する第三十八条の規定による起業の認可

9 第六十六条第七項の規定による漁業権行使規則及び入漁権行使規則の認可

10 第九十九条第一項の規定による沿岸漁場管理団体の指定

11 第一百十一条第五項の規定による沿岸漁場管理規程の認可

別表第1第2号の表水産課長専決事項の欄第1号に次のように加える。

13 第一百二十四条第一項の規定による協定の認定

別表第1第2号の表水産課長専決事項の欄第2号1及び2を次のように改める。

1 第十六条の規定による変更の許可

2 第三十二条第一項の規定による採捕の許可

別表第1第2号の表水産課長専決事項の欄第2号3を削り、同号4中「第四十三条」を「第四十一条第一項」に改め、同号中4を3とし、同号5中「第四十六条」を「第四十四条第一項」に、「の適用除外の」を「に係る」に改め、同号中5を4とし、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表土木部長専決事項の港湾課の欄第1号1中「第四条第四項」の下に「(第九条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「認可若しくは」を「同意及び」に、「変更の認可」を「変更の同意」に改め、同号中5を7とし、同号4中「第五十五条」を「第五十四条の二」に改め、同号中4を6とし、3を5とし、その前に次のように加える。

4 第三十九条第一項の規定による分区の指定

別表第1第2号の表土木部長専決事項の港湾課の欄第1号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第三十八条第一項の規定による臨港地区の決定

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号16を次のように改める。

16 第六十条の二の二第一項第二号及び第三項ただし書に規定する居住環境向上用途誘導地区内における建築物の制限の特例の許可

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号17中「第六十条の二第二項ただし書」を「第六十条の二第一項第三号及び第二項ただし書」に、「高さ」を「制限」に改め、同表建築住宅課長専決事項の欄第4号5中「第十一条第四項」を「第十一条第六項」に改める。

別表第2保健所長の項第15号2中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同号6中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号8中「及び第四項」を削り、同項第16号1中「及び第二項」を削り、同号2中「第九項及び第十項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同号3中「第三項及び第六項」を「及び第八項」に改め、同号5中「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第3号中2を3とし、1の次に次のように加える。

る。

23 第二十五条の二の規定による家庭人工授精所の名称等の変更の届出の受理

別表第2 土木総合事務所長の項第12号中27を28とし、23から26并でを24から27までとし、22の次に次のように加える。

23 第七十三条第一項から第三項までの規定による負担金等の督促、手数料及び延滞金の徴収並びに強制徴収
別表第3 第1号の表、第2号の表及び第3号の表中「負担金」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第20号を改める部分、同表薬事衛生課長専決事項の欄第20号を改める部分及び同欄中第22号から第30号までを繰り下げ、第22号を加える部分に限る。)は同年6月1日から、別表第1の改正規定(第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第1号を改める部分、同表薬事衛生課長専決事項の欄第1号を改める部分及び同欄第2号を改める部分に限る。)は同年8月1日から施行する。

石川県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1 総務部の部中

行政経営課	行政経営グループ、組織定数グループ、IT活用推進グループ、ネットワーク管理グループ	を
-------	---	---

行政経営課	行政経営グループ、組織定数グループ	に
デジタル推進課	デジタル推進グループ、情報システムグループ、ネットワーク管理グループ	

改め、同表県民文化スポーツ部の部文化振興課の項中「企画グループ」を「開館企画グループ、利用推進グループ」に改め、同表商工労働部の部産業政策課の項中「情報サービス産業グループ」を「産業デジタル化支援グループ」に改め、同部産業立地課の項中「企画グループ」を削り、同部労働企画課の項中「社会人UIターン促進グループ」を「社会人UIターン・雇用推進グループ」に改め、同表土木部の部公園緑地課の項中「公園・緑化推進グループ」の次に「木場潟公園整備グループ」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第129号

石川県財務規則の規定による療の名称及び位置(昭和39年石川県告示第191号)の一部を次のように改正し、石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年石川県条例第8号)の施行の日から施行する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「石川県立高松病院」を「石川県立こころの病院」に改める。

